

島根県報

第一、五三四号
平成十五年十二月二十六日
(金曜日)

目次

告示	町の区域の変更	(市町村課)	一
正	児童福祉施設等施設整備補助金等交付要綱の一部改定	(青少年家庭課)	一
公告	土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	一五
	公共測量の実施	(用地対策課)	一五
	都市計画変更の図書の縦覧(二件)	(都市計画課)	一五
	都市計画事業の認可	()	一六
	特定調達公告	()	一六
	島根県立浜田水産高等学校電子計算組織一式に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	一六
	島根県立隠岐水産高等学校電子計算組織一式に係る一般競争入札の実施	()	一八
	公企規程	()	一八
	島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	()	一九
選管規程	島根県選挙管理委員会規程の左横書きの実施等に関する規程	()	二二
	島根県選挙管理委員会告示の左横書きの実施等に関する規程	()	二二

島根県選挙管理委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令
選管告示
漁業法に規定する有権者数

告示

島根県告示第七十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

出雲市塩冶原町三丁目に編入する区域

町	字	地	番
塩冶町			二二二の二、二二二の四、五〇一の四
塩冶町	西尻		二二二の二、二二二の三、二二二の五、二二二の七、二二二の八、二二二の九、二二二の一〇、二二二の一〇の二、二二二の一〇の三、二二二の一〇の四、二二二の一〇の五、二二二の一〇の六、二二二の一〇の七、二二二の一〇の八、二二二の一〇の九、二二二の一〇の一〇、二二二の一〇の一〇の二、二二二の一〇の一〇の三、二二二の一〇の一〇の四、二二二の一〇の一〇の五、二二二の一〇の一〇の六、二二二の一〇の一〇の七、二二二の一〇の一〇の八、二二二の一〇の一〇の九、二二二の一〇の一〇の一〇
古志町	神原		四七五の一、四七六の一、四七七の一、四七八の一、四七九の一、四八〇の一、四八一の一、四八二の一、四八三の一、四八四の一、四八五の一、四八六の一、四八七の一、四八八の一、四八九の一、四九〇の一、四九一の一、四九二の一、四九三の一、四九四の一、四九五の一、四九六の一、四九七の一、四九八の一、四九九の一、五〇〇の一

(ただし、右地番は、平成十五年八月十二日現在のものである。)

島根県告示第七十四号

児童福祉施設等施設整備補助金等交付要綱(平成十三年島根県告示第六百三十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

第一条中「市町村以外の者に交付するものにあつては、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の二の規定による補助金に限る。」を削る。

第三条の見出し中「及び交付の率」を「等」に改め、同条第一項の表一の項交付対象事業の欄中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 学校の余裕教室等の改築等に要する施設整備及び設備整備に対する補助金等は、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成三年十一月二十五日付け厚生省社第四百九号厚生事務次官通知。以下「国庫負担（補助）金交付要綱」という。）において定める額を交付額とする。

第四条を次のように改める。

（交付額の算定方法）

第四条 補助金等の交付額は、国庫負担（補助）金交付要綱又は児童厚生施設整備費交付要綱（昭和六十一年五月十五日付け厚生省発児第七号厚生事務次官通知）に定めるところにより算出された負担（補助）基本額に、前条第一項の表の補助（負担）率欄に定める率を乗じて得た額以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

様式第一号の別紙一 一及び一 二を次のように改める。

施設整備申請額内訳

(整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕)

施設の名称 _____

区分	設置者の 総事業費 円	対象経費の実支出(予定)額				寄附金その 他の収入額 円	差 引 額 円	算定基準による算定額				島 根 県 補 助 基 本 額 円	島 根 県 補 助 所 要 額 円	
		面 積 ㎡	単 価 円	金 額 円	金 額 円			面 積 ㎡	単 価 円	金 額 円	金 額 円			
施設整備費														
工事費														
冷・暖房設備工事費														
浄化槽設備工事費														
工事事務費														
小計														
その他の工事費														
設備整備費														
初年度設備費														
消防機関への非常通報装置														
年長児童用設備														
合計														

(注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕)には、該当する整備区分に 印を付すこと。
 2 冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費については、工事費の内書とすること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費及び冷・暖房設備工事費の対象面積を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 7 K欄には、J欄の金額に所定の県補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

報 告 書

「ウ 小計 (本体工事費)	円 (1 m ² 当たり)	円
工 暖房設備工事費	円 (1 m ² 当たり)	円
オ 冷房設備工事費	円 (1 m ² 当たり)	円
カ 冷暖房設備工事費	円 (1 m ² 当たり)	円
キ 浄化槽設備工事費	円 (1 人当たり)	円
ク 昇降機設備工事費		円
ケ スプリンクラー設備工事費		円
コ 消融雪設備工事費		円
サ 介護用リフト等特殊 附帯工事費		円
(介護用リフト工事費)		円
()		円
シ 授産施設近代化設備工事費		円
ス 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費		円
(解体撤去工事費)		円
(仮設施設整備工事費)		円
セ その他の工事費		円
ソ 合 計		円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

セ

「ウ 小計 (本体工事費)	円
工 介護用リフト等特殊 附帯工事費	円
(介護用リフト工事費)	円
()	円
オ 授産施設近代化設備工事費	円
カ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	円
(解体撤去工事費)	円
(仮設施設整備工事費)	円
キ その他の工事費	円
ク 合 計	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

二 丑

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及 び必要理由
計			円	円	

セ

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及 び必要理由
計			円	円	

二 丑

の 2。

様式第一号の別紙「二」を次のように改める。

別紙 2 - 2

事 業 計 画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用 (1 日当たりの予定) 人員

乳幼児		人
小学生		人
中学生等		人
計		人

2 施設整備費及び設備整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地又は買収 (予定) 地の別)
- ウ 整備の区分
 - (ア) 施設整備の区分 (創設、改築、拡張又は大規模修繕の別)
 - (イ) 設備整備の区分 (初度設備、非常通報装置設備又は年長児童用設備の別)
- エ 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
(放課後児童クラブ室 (再掲) _____ m²)
- オ 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。) なお、拡張の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。なお、拡張の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

(2) 整備費内訳

- ア 工事費 _____ 円 (1 m² 当たり _____ 円)
 - 冷・暖房設備工事費 _____ 円
 - 浄化槽設備工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ (小計) _____ 円
- エ その他の工事費 _____ 円
- オ 施設整備費 合計 _____ 円
- ()カ 初度設備 _____ 円
- ()キ 消防機関への非常通報装置 _____ 円
- ()ク 年長児童用設備 _____ 円
- ケ 設備整備費 合 計 _____ 円
- コ 合計 (オ + ケ) _____ 円

() カ〜クの内容 (整備区分ごとに記載すること。)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 2の(2)アの冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費は、工事費の内書とすること。

(3) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
地方債	_____	円
寄附金	_____	円
エ 合 計	_____	円

(4) 施行計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 完成年月日
- オ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

建設省告示第1534号(平成15年12月26日)

様式第5号(第8条関係)

工 事 着 工 報 告 書

施 設 の 種 類	構 造 造 建築面積 延面積	工事費合計	設置団体	直営・請負の別	
				契約年月日	
建物の構造及び面積	建築面積 延面積	工事費合計	完成予定年月日	着工年月日	
出 来 高	年 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
	金 額 %	円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 %	円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 %	円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 %	円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 % 円 %

様式第六号中

12月31日 現在の出来高 B %

を

12月末日の 出来高 B %

に改める。

様式第七号中「回算中の前」を「回算の前」に改め、同様式の別紙一及び二を次のように改める。

施設整備精算額内訳

(整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕)

施設の名称 _____

区分	支出済み 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄附金 その他の収 入額 E 円	差引額 F(A-D)円	算定基準による算定額			島根県補 助基本額 J 円	島根県補 助所要額 K 円	島根県補 助金交付 決定額 L 円	島根県補 助金受入 済額 M 円	差 引 過 不足額 (K-M) 円
		面積 B m ²	単 価 C 円	金額 D 円			面積 G m ²	単 価 H 円	金額 I 円					
施設整備費														
工事費														
冷・暖房 設備工事費														
浄化槽設 備工事費														
工事事務費														
小計														
その他の工事費														
設備整備費														
初度設備費														
消防機関への 非常通報装置														
年長児童用設備														
合計														

(注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に 印を付すこと。

2 冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費については、工事費の内書とすること。

3 B欄には、施設整備費の工事費及び冷・暖房設備工事費の対象面積を記入すること。

4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

6 J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

7 K欄には、J欄の金額に所定の県補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

報 告 書

平成15年12月26日

「ウ」 小計 (本体工事費)

円 (1 m²あたり) _____ 円

工 暖房設備工事費 _____ 円 (1 m²あたり) _____ 円

オ 冷房設備工事費 _____ 円 (1 m²あたり) _____ 円

カ 冷暖房設備工事費 _____ 円 (1 m²あたり) _____ 円

キ 浄化槽設備工事費 _____ 円 (1 人あたり) _____ 円

ク 昇降機設備工事費 _____ 円

ケ スプリンクラー設備工事費 _____ 円

コ 消融雪設備工事費 _____ 円

サ 介護用リフト等特殊
附帯工事費 _____ 円

(介護用リフト工事費) _____ 円

(_____) _____ 円

シ 授産施設近代化設備工事費 _____ 円

ス 解体撤去工事費及び
仮施設設置整備工事費 _____ 円

(解体撤去工事費) _____ 円

(仮施設設置整備工事費) _____ 円

セ その他の工事費 _____ 円

ソ 合 計 _____ 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

「ウ」 小計 (本体工事費) _____ 円

工 介護用リフト等特殊
附帯工事費 _____ 円

(介護用リフト工事費) _____ 円

(_____) _____ 円

オ 授産施設近代化設備工事費 _____ 円

カ 解体撤去工事費及び
仮施設設置整備工事費 _____ 円

(解体撤去工事費) _____ 円

(仮施設設置整備工事費) _____ 円

キ その他の工事費 _____ 円

ク 合 計 _____ 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

「ウ」 回覧書の記載 | | の記載

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
計			円	円	

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
計			円	円	

「ウ」 様式第七号の別紙 | | を次のように改める。

別紙 2-2

事 業 実 績 報 告 書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用 (1日当たり) 人員

乳幼児	_____	人
小学生	_____	人
中学生等	_____	人
計	_____	人

2 施設整備費及び設備整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地又は買収地の別)
- ウ 整備の区分
 - (ア) 施設整備の区分 (創設、改築、拡張又は大規模修繕の別)
 - (イ) 設備整備の区分 (初度設備、非常通報装置設備又は年長児童用設備の別)
- エ 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
(放課後児童クラブ室 (再掲) _____ m²)
- オ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____ 円 (1 m²当たり _____ 円)
 - ┌ 冷・暖房設備工事費 _____ 円
 - └ 浄化槽設備工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ (小計) _____ 円
- エ その他の工事費 _____ 円
- オ 施設整備費 合 計 _____ 円
- ()カ 初度設備 _____ 円
- ()キ 消防機関への非常通報装置 _____ 円
- ()ク 年長児童用設備 _____ 円
- ケ 設備整備費 合 計 _____ 円
- コ 合計 (オ+ケ) _____ 円

() カークの整備内容 (整備区分ごとに記載すること。)

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額
			円	円
計				

- (注) 1 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書を添付すること。
2 2の(2)アの冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費は、工事費の内書とすること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 完成年月日
エ 事業開始年月日

(4) その他参考事項

(添付書類)

1 施設整備費に係るもの

- (1) 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し
(2) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し (建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
(3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
(4) 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
(5) 建物内外主要部分の写真
(6) 工事契約金額報告書 (別紙)

2 設備整備費に係るもの

- (1) 契約書 (又は請書) の写し
(2) 検収調書 (又はそれに代わるもの) の写し

様式第八号の別紙中

収入額
円

を

島根県補助
収入額
円

に改める。

様式第九号中

生 体 工 事 費
工 事 務 費
冷 暖 房 設 備 工 事 費
浄 化 槽 設 備 工 事 費
昇 降 機 設 備 工 事 費
ス トラ ン ク ラ ー 設 備 工 事 費
介 護 ユ ー ザ ー 特 殊 帯 工 事 費
授 産 施 設 近 代 化 設 備 工 事 費
解 体 撤 去 工 事 費
仮 設 施 設 整 備 工 事 費
そ の 他 の 工 事 費

を

に改

める。

附 則

この告示は、平成十五年十二月二十六日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は、平成十五年十二月一日から適用する。

島根県告示第十七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成十五年十二月十八日付けで認可した。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成十五年十二月十六日から平成十六年三月二十五日まで

三 作業地域

大田市駅周辺西側

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 都市計画の種類
出雲都市計画公園
- 二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十一条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成十五年十二月十日中国地方整備局告示第百号）があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 横田都市計画道路事業 三・四・二号横田線
- 二 旅行者の名称
島根県
- 三 事務所所在地
仁多郡仁多町 仁多土木事務所
- 四 事業地
取用の部分 仁多郡横田大字横田字砂田、字垣ノ内、字桐ノ木、字桐ノ木川端、大字稲原字松浦田、字ト大橋詰、字中大橋端、字ト大橋詰地内
使用部分 なし

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成15年12月26日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
島根県立浜田水産高等学校電子計算組織一式
- (2) 調達案件の仕様様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年3月25日（木）
- (4) 納入場所
島根県浜田市 島根県立浜田水産高等学校
- (5) 入札方法
予定価格以下で、最低価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。
- (4) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。

<p>(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。</p> <p>(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒690-8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課 (電話0852-22-5416)</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法 平成15年12月28日から平成16年 1月 9 日までの間、上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札書の受領期限等 日時：平成16年 2月 5 日 (木) 午後13時30分 場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室 (ただし、郵便による入札にあつては、正午必着)</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 日時：平成16年 2月 5 日 (水) 午後13時30分から 場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札保証金は、島根県会計規則第61条の 2 第 1 項第 3 号の規定により免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約保証金は、島根県会計規則第69条の 2 第 1 項第 7 号の規定により免除する。</p> <p>(4) 入札書に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>	<p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 再度入札 再度入札は、2 回まで行うものとする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(9) その他詳細 入札説明書による。</p>
<p>Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Details : A complete set of computer systems Desired Date of Delivery : 25 March 2004 Place of Delivery : Shimane Prefectural Hamada Fisheries High School 25-3 Setogashima-chou, Hamada-shi, Shimane-ken</p> <p>(2) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8502 Tel 0852-22-5416</p> <p>(3) Deadline for Tender : 1:30 p.m 5 February 2004 (Applications by mail must arrive at the Office above by 12:00 p.m 5 February 2004)</p>	

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成15年12月26日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立隠岐水産高等学校電子計算組織一式

(2) 調達案件の様式

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年3月25日（木）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡西郷町 島根県立隠岐水産高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札

について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-5416）

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成15年12月26日から平成16年1月9日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の受領期限等

日時：平成16年2月5日（木）午後14時00分

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

（ただし、郵便による入札にあつては、正午必着）

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成16年2月5日（水）午後14時00分から

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。

報 告 書 根 拠

- (4) 入札書に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 再度入札
再度入札は、2回まで行うものとする。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- (9) その他詳細
入札説明書による。

Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required
Details : A complete set of computer systems
Desired Date of Delivery : 25 March 2004
Place of Delivery : Shimane Prefectural Oki Fisheries High School 2
yoshizawa, saigou-shou, Oki-gun, Shimane-ken
- (2) Please tender all information to :
C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tomomachi, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8502 Tel 0852-22-5416

(3) Deadline for Tender :
14:00 p.m 5 February 2004
(Applications by mail must arrive at the Office above by 12:00 a.m 5 February 2004)

公営企業管理規程

島根県公営企業管理規程の一部を改正する規程を「1」に公布する。
平成十五年十一月十六日

島根県知事 櫻田 博 兼

島根県公営企業管理規程第十号

島根県公営企業管理規程の一部を改正する規程

島根県公営企業管理規程（昭和四十年島根県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条 一 電気事業収益を指すに「電料」を加す。

「電気事業収益	営業収益	電力料	」
「電気事業収益	営業収益	水力発電電力料 風力発電電力料	」

この改正は、同規程施行期日（平成十五年四月一日）の発効の日

を加え、

機械装置

その他機械装置

監視制御通信装置

の次に

監視装置

を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の左横書きの実施等に関する規程をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第九号

島根県選挙管理委員会規程の左横書きの実施等に関する規程

島根県選挙管理委員会規程の左横書きの実施等については、島根県規則の左横書きの実施等に関する規則（平成十五年島根県規則第九十六号）の例による。

附 則

この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

島根県選挙管理委員会告示の左横書きの実施等に関する規程をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県選挙管理委員会規程第十号

島根県選挙管理委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

島根県選挙管理委員会告示の左横書きの実施等については、島根県告示の左横書きの実施等に関する規程（平成十五年島根県告示第八百六十五号）の例による。

附 則

この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

選挙管理委員会訓令

島根県選挙管理委員会訓令第一号

島根県選挙管理委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令

島根県選挙管理委員会訓令の左横書きの実施等については、島根県訓令の左横書きの実施等に関する訓令（平成十五年島根県訓令第二十四号）の例による。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成十五年十二月二十六日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

一、八六四

隠岐海区

五一六

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月二十六日印刷
平成十五年十二月二十六日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)